

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

官報

〔省令〕

〔目次〕

- 〔告示〕
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令
(厚生労働一五九)
 - オブジェクト識別子構成要素値を指定した件 (総務四六一)
 - 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
(政治資金適正化委七四)
 - 除籍の一部が滅失した件
(法務五二六)
 - 日本国に帰化を許可する件
(同五一七)
 - 食糧援助に関する日本国政府とセリタニア・イスラム共和国政府との間の食糧の交換に関する件
(外務三七五)

- 〔告示〕
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令
(厚生労働一五九)

- 〔手数料〕
- 国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件
(国税庁三九)
 - 国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件 (同四〇)
 - 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令の規定に基づき講習会を登録した件
(厚生労働五八七)
 - 小型捕鷹業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定める件
(農林水産二五九三)
 - 保安林の指定をする件
(同一五九四)～(二五九七)
 - 保安林の指定を解除する件
(同一五九八)

- 〔官廳報告〕
- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件 (特許庁一一)
 - 砂防法第一条の土地を指定する件 (国土交通一四六一)
 - 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (同一四六三)
 - 住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件 (同一四六四)
 - 道路に関する件
(東北地方整備局一九一)

- 〔官廳報告〕
- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件 (特許庁一一)
 - 砂防法第一条の土地を指定する件 (国土交通一四六一)
 - 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (同一四六三)
 - 住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件 (同一四六四)
 - 道路に関する件
(東北地方整備局一九一)

- 〔官廳報告〕
- 平成二十四年十月中國際收支状況(速報)(財務省)

- 〔公 告〕
- 裁判所
(四国地方整備局一四三)
 - 道路に関する件
(九州地方整備局一七六、一七七)
 - 道路に関する件
(北海道開拓局一一一)
 - 人事異動
(国会事項)
 - 法務省
(国家試験)
 - 第五十五回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行 (原子力規制委員会)
 - 第四十五回核燃料取扱主任者試験の施行 (同)
 - 財務省
(会社その他)
 - 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
(特殊法人等)
 - 財務省共済組合定款の一部変更関係
(中部地方整備局一一六)

- 〔公 告〕
- 裁判所
(四国地方整備局一四三)
 - 道路に関する件
(九州地方整備局一七六、一七七)
 - 道路に関する件
(北海道開拓局一一一)
 - 人事異動
(国会事項)
 - 法務省
(国家試験)
 - 第五十五回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行 (原子力規制委員会)
 - 第四十五回核燃料取扱主任者試験の施行 (同)
 - 財務省
(会社その他)
 - 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
(特殊法人等)
 - 財務省共済組合定款の一部変更関係
(中部地方整備局一一六)

付

印

北

西

○厚生労働省令第四五十九号

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第一条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十七日

薬事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第九十一年度を第九十九年度とし、第八十七年度から第九十年度までを八月から九月までの間

六号を第九十二年度とし、同号の次に次の一号を加える。

九十四 五一-ヨーメインダン-一-アミン及びその塩類

第一項中第八十五号を第九十二号とし、第五十八号から第八十四号までを七号から十号までの間に

十号を第六十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十四 一一-(ベンフラン-六-イル) ブロペノー-トミン及びその塩類

第一条中第五十六号を第六十二号とし、第四十三号から第五十五号までを六号から十号までの間に

十号を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十八 一二-ヨーニル-一-(エグリジン-一-イル) 酢酸エチルエスチル及びその塩類

第一条中第四十一号を第四十六号とし、第十五号から第四十号までを五号から十号までの間に

十号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 一一-(ヨークロロ-一-五-ジメトキシヒドロニル) -Z- (ヒメトキシバハニル) ハタ

ヘタミン及びその塩類

第一条中第十一号を第十七号とし、第十一号を第十一号とし、第十一号を第十一号とし、

し、同号の次に次の二号を加える。

一-十四 (四-エチルナフタレノ-一-イル)(-メチル-ペントル-ヒ-イソヌール-

三-イル) メタノン及びその塩類

一-十五 一一-(四-エチルフニル) -I- (-メチルヒドロ) ハロペノ-一-カルボキシル及びその塩類

第一条中第十号を第十一号とし、第十四号から第十九号までを二号から十号までの間に

十号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 一一-(ヒ-イソヌール-五-イル) ブロペノ-トミン及びその塩類

第一条中第十一号を第十二号とし、第十一号を第十一号とし、第十一号を第十一号とし、

に次の二号を加える。

十 N-(-トミ-ヒ-メチル-オキソ) タノ-イル) -I- (ヨーハルカルボキシル) ベンゼン、その塩類及びヒドロキシル及びその塩類

第一条第五号の表中一一-(四-ステキシフニル) ベンゼン、その塩類及びヒドロキシル及びその塩類の項の次に次のように加える。

五一-ヨーメインダン-一-アミン及びその塩類

元素又は化合物は化学反応を起すやせる用途

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○総務省告示第四百四十一号

オブジェクト識別子に係る推奨通信方式(平成1年郵政省告示第71回)規則の4の2の4の4

の規定に基づき、次のとおりレル4のオブジェクト識別子構成要素値を指定したので告示する。

平成二十四年十一月十七日

総務大臣

井上 廣一

所

オブジェクト識別子構成要素値

東京都足立区 東京都足立区中央本町1-14-17番1号

○総務省告示第四百四十七号

政治資金運営正義委員会監査第74回
第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治

資金監督人名簿に登録した者を次のとおり公示す

平成二十四年十一月十七日

大蔵大臣

佐藤 大田

所

金直紀 昭和60年7月5日生

住所 神戸市灘区平野馬場1丁目15番10-11号

張帆 昭和57年10月12日生

熊毅 昭和58年11月19日生

熊俊彦 平成23年10月7日生

吳茂 昭和41年3月16日生

住所 兵庫県西宮市中須佐町7番19号

梁柏美 昭和58年12月17日生

住所 兵庫県明石市船上町9番8-36号

幾月 昭和55年4月19日生

住所 和歌山县毛見360番地26

金相德 昭和18年10月22日生

住所 横浜市中区弥生町1丁目6番地

金祐延 昭和59年3月1日生

住所 横浜市保土ヶ谷区川島町1404番地

盛丹 昭和59年10月10日生

住所 川崎市中原区上小田中2丁目20番16号

劉偉 昭和59年3月2日生

住所 川崎市中原区上小田中2丁目20番16号

張広斌 昭和58年7月24日生

住所 横浜市港北区鳥山町657番地1

丁明香 昭和58年10月16日生

住所 名古屋市守山区今尾町303番地2

柳國美 昭和59年7月5日生

住所 長野市篠ノ井御壁川80番地2

曾立娜 昭和55年1月23日生

住所 山口県岩国市今浦町1丁目1番4-801号

趙雄大 昭和13年12月28日生

24健 第7269号

平成25年2月20日

社団法人福島県医師会長

社団法人福島県歯科医師会長

社団法人福島県病院協会会長

社団法人福島県薬剤師会長 様

社団法人福島県薬事工業協会理事長

福島県病院薬剤師会長

福島県医薬品卸組合理事長

福島県保健福祉部長



一般用医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について（通知）

このことについて、厚生労働省医薬食品局安全対策課長から別紙のとおり通知
がありましたので、貴会（組合）会（組合）員に対しお知らせ願います。

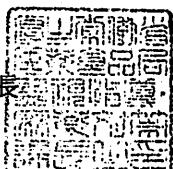
なお、平成25年厚生労働省告示第3号は別紙官報写しのとおりです。

（事務担当 薬務課 専門薬剤技師 尾形真一 電話 024-521-7233）

薬食監麻発 0111 第 1 号
平成 25 年 1 月 11 日

各 **都道府県
保健所設置市
特別区** 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



一般用医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

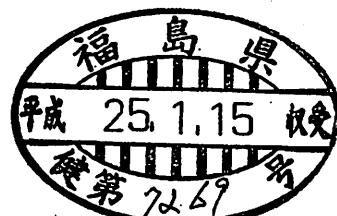
「薬事法第 36 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」(平成 25 年厚生労働省告示第 2 号。以下「区分変更告示」という。)が平成 25 年 1 月 11 日に公布され、「一般用医薬品の区分等リストの変更について」(平成 25 年 1 月 11 日付け薬食安発 0111 第 1 号)(別紙省略)のとおり、一般用医薬品の区分等が変更された。また、「薬事法施行規則第 216 条の 2 第 1 項の規定に基づき同令第 209 条の 2 及び第 210 条第 5 号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件」(平成 25 年厚生労働省告示第 3 号。以下「経過措置告示」という。)が同日に公布され、区分等表示について 1 年間の経過措置期間が定められた。

今般、区分等が変更された一般用医薬品の区分等表示及びその取扱いに係る留意事項について、下記のとおりまとめたので、貴管内の関係各者に対して周知徹底を図られたくお願いする。

記

1 今般の経過措置告示により、区分等の変更前に製造販売された一般用医薬品(以下「旧表示医薬品」という。)について、変更後的一般用医薬品の区分等に従った区分等表示が記載されていることを要しない期間を、今般の区分等の変更の種類に応じて以下のとおり定めたこと。

① 区分等変更告示による区分等の変更のうち、別表第 2 の規定に係る区分等の変更



平成 25 年 1 月 11 日から平成 26 年 1 月 10 日までの 1 年間

- ② 区分等変更告示による区分等の変更のうち、別表第 3 無機薬品及び有機薬品の項第 32 号の規定に係る区分等の変更

平成 25 年 1 月 19 日から平成 26 年 1 月 18 日までの 1 年間

2 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより区分等表示を行うことも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

3 旧表示医薬品については、薬事法施行規則第 216 条の 2 第 2 項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に区分等表示が記載されていることを要しないこと。

4 区分等変更告示の適用の日以降は、外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の一般用医薬品の区分等に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を探ること。

別表第一中第一二百五十五号を第一二百八十四号とし、第一二百五十一号から第一二百五十四号までを二十
九号ずつ繰り下げ、第二百五十号を第二百七十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百七十九 慎^シ防^ブ附^ス子敗^{ハシ}散^{ハシ}

別表第二中第一二百四十九号を第一二百七十七号とし、第二百四十八号を第一二百七十五号とし、同号の
次に次の一号を加える。

二百七十六 木防^ヒ巴^ハ湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百四十七号を第一二百七十四号とし、第一二百四十二号から第一二百四十六号までを二十
七号ずつ繰り下げ、第二百四十一号を第二百六十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百六十六 補陽還^{ホウヨウ}五^ゴ湯^{ヨウ}

二百六十七 奔豚湯^{ボンゼンヨウ}(金匱要略)

二百六十八 奔豚湯^{ボンゼンヨウ}(肘^{アキ}後方)

別表第二中第一二百四十号を第二百六十四号とし、第二百三十四号から第一二百三十九号までを二十
号ずつ繰り下げ、第二百三十三号を第二百五十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百五十七 扶脾生脈散^{ボウビイセイミツサン}

別表第二中第一二百三十二号を第二百五十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百五十五 附^ス子梗^{ヒメノケン}米^{コメ}湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百三十一号を第一二百五十三号とし、第二百三十号を第一二百五十一号とし、同号の次
に次の二号を加える。

二百五十二 茯苓^{ボクリン}杏^{エド}仁^{ジン}甘草湯^{カンゾウヨウ}

別表第二中第一二百二十九号を第一二百五十九号とし、第二百二十三号から第一二百一十八号までを二十
号ずつ繰り下げ、第二百二十二号を第一二百四十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百四十三 白朮^{ホウヅク}附^ス子湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百二十一号を第一二百四十一号とし、第二百二十号を第一二百三十九号とし、同号の次
に次の二号を加える。

二百四十四 半夏散及湯^{ハナツサン}

別表第二中第一二百三十九号を第一二百三十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百三十八 八味油氣方^{ハチミイリ}

別表第二中第一二百三十六号とし、第一二百七十九号から第一二百十七号までを十八号ずつ
繰り下げ、第二百七十八号を第二百九十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百九十六 大防風湯^{オウブンヨウ}

別表第二中第一二百七十七号を第一二百九十四号とし、第一二百九十四号から第一二百七十六号までを十七号ずつ繰
り下げ、第二百七十三号を第二百八十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百九十七 大黃附^ス子湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百七十二号を第一二百八十八号とし、第一二百六十九号から第一二百七十一号までを十六号ずつ繰
り下げ、第二百六十八号を第二百八十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百九十八 四君子湯^{シジン}

別表第二中第一二百六十七号を第一二百八十二号とし、第一二百六十六号を第一二百八十一号とし、第一二百六十五号を
第一二百七十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百九十九 洗肝明目湯^{シンカンメイジ}

別表第二中第一二百六十六号を第一二百八十八号とし、第一二百六十九号を第一二百八十一号とし、第一二百六十五号を
第一二百七十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百一 洗肝明目湯^{シンカンメイジ}

別表第一中第一二百六十四号を第一二百七十八号とし、第一二百五十二号から第一二百五十三号までを十四号ずつ繰
り下げ、第二百五十一号を第一二百六十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

別表第一中第一二百六十四号を第一二百七十八号とし、第一二百五十二号から第一二百五十三号までを十四号ずつ繰
り下げ、第二百五十一号を第一二百六十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百一十一 桔子^{カクジ}武^ム湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百六十八号を第一二百二十九号とし、第九十八号から第一二百十七号までを十一号ずつ繰り下げ、
第九十七号を第二百七号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百一十二 桔子^{カクジ}相^{サカ}皮^ヒ湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百六十八号を第一二百二十九号とし、第九十八号から第一二百十七号までを十一号ずつ繰り下げ、
第九十七号を第二百七号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百一十三 柴胡^{サイフ}桔^{カク}湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百五十六号を第一二百五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百一十四 桔子^{カクジ}武^ム湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百五十六号を第一二百五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百一十五 神仙太^{テン}乙^エ晉^{ジン}

別表第二中第一二百五十号中「葵^{ヒナゲシ}丸^丸兔^{ウサギ}活^{カク}湯^{ヨウ}」を「葵^{ヒナゲシ}丸^丸兔^{ウサギ}活^{カク}湯^{ヨウ}」に改め、同号を同表第一二百六十三号とし、同号
の次に次の二号を加える。

三百一十六 桔子^{カクジ}武^ム湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百四十七号を第一二百七十四号とし、第一二百四十二号から第一二百四十六号までを二十
七号ずつ繰り下げ、第二百四十一号を第二百六十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百一十七 桔子^{カクジ}武^ム湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百三十二号を第二百五十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百一十八 桔子^{カクジ}武^ム湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百三十四号を第一二百五十四号とし、第二百三十四号から第一二百三十九号までを七号ずつ繰り下げ、第一
九号を第八十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百一十九 桔子^{カクジ}解^{カク}肌^ヒ湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百五十四号を第一二百五号とし、第二百五十四号から第一二百五十三号までを七号ずつ繰り下げ、第一
九号を第八十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百二十 桔子^{カクジ}半^ハ夏^カ湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百五十五号を第一二百五十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百二十一 桔子^{カクジ}柴^{カイ}胡^グ桔^{カク}湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百五十六号を第一二百五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百二十二 桔子^{カクジ}柏^{カジ}皮^ヒ湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百五十八号を第一二百二十九号とし、第九十八号から第一二百十七号までを十一号ずつ繰り下げ、
第九十七号を第二百七号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百二十三 桔子^{カクジ}柏^{カジ}桔^{カク}湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百五十九号を第一二百五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百二十四 桔子^{カクジ}柏^{カジ}皮^ヒ湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百五十九号を第一二百五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百二十五 桔子^{カクジ}柏^{カジ}桔^{カク}湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百五十九号を第一二百五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百二十六 桔子^{カクジ}柏^{カジ}桔^{カク}湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百五十九号を第一二百五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百二十七 桔子^{カクジ}柏^{カジ}桔^{カク}湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百五十九号を第一二百五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百二十八 桔子^{カクジ}柏^{カジ}桔^{カク}湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百五十九号を第一二百三十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百二十九 桔子^{カクジ}柏^{カジ}桔^{カク}湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百三十六号を第三十九号とし、第二十五号から第三十五号までを三号ずつ繰り下げ、第七号
二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百三十 桔子^{カクジ}柏^{カジ}桔^{カク}湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百三十六号を第三十九号とし、第二十五号から第三十五号までを三号ずつ繰り下げ、第七号
二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百三十一 桔子^{カクジ}柏^{カジ}桔^{カク}湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百三十七号を第四十号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百三十二 桔子^{カクジ}柏^{カジ}桔^{カク}湯^{ヨウ}

別表第二中第一二百三十七号を第四十号とし、同号の次に次の二号を加える。

○厚生労働省告示第三号
薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二百六十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法
施行規則第二百六十六条の二第一項の規定に基づき、同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定す
る表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十五年一月一日

厚生労働大臣 田村 緑久

薬事法施行規則第二百六十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が指定する期間類医薬品の一部を改正する件(平成二十五年厚生労働省告示第二号)により指定が変更された医薬品についても、次に掲げる当該指定に係る告示による改正後の規定に応じ、次に定める当該指定に係る告示の適用の日から起算してそれぞれ一年間とする。

一 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

○関東地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

○関係国面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

○関東地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

○関係国面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

○関東地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

○関係国面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

○関東地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

○関係国面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

○中部地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

○関係国面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

○中部地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

○中部地方整備局長 梅山 和成

(一) 区	(二) 間	(三) 後別	(四) 敷地の幅員	(五) 延長	(六) 備考
道路の種類 一般国道	路線名 二十一号		変更前	変更後	上記A及びBは、関係国面に表示する。敷地の区分をいう。

東町一下目九一番一まで	上三一四番一から各務原市鵜沼前 BA	八・三〇・三六・八〇	メートル
	一四・〇〇・一〇七・四〇	一六・九六五	
	八・三〇・三六・八〇	一二・三六三	

東中部地方整備局告示第五号	四 間面縦覧場所 中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所
---------------	-----------------------------

○中部地方整備局告示第六号	一 道路の種類 一般国道
	平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

○中部地方整備局告示第六号

○中部地方整備局告示第六号	二 道路の種類 一般国道
	平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

○中部地方整備局告示第六号	三 道路の区域
	百三十八号

○中部地方整備局告示第六号	四 間面縦覧場所 中部地方整備局及び同局静岡国道事務所
---------------	-----------------------------

○中部地方整備局告示第七号	一 道路の種類 一般国道
	平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

○中部地方整備局告示第七号	二 道路の種類 一般国道
	平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

○中部地方整備局告示第七号	三 道路の区域
	百三十八号

○中部地方整備局告示第七号	四 間面縦覧場所 中部地方整備局及び同局静岡国道事務所
---------------	-----------------------------

○中部地方整備局告示第七号	五 道路の区域
	百三十八号

○中部地方整備局告示第七号	六 道路の区域
	百三十八号

○中部地方整備局告示第七号	七 道路の区域
	百三十八号

○中部地方整備局告示第七号	八 道路の区域
	百三十八号

○中部地方整備局告示第七号	九 道路の区域
	百三十八号

○中部地方整備局告示第七号	十 道路の区域
	百三十八号

○中部地方整備局告示第七号	十一 道路の区域
	百三十八号

○中部地方整備局告示第七号	十二 道路の区域
	百三十八号

○中部地方整備局告示第七号	十三 道路の区域
	百三十八号

○中部地方整備局告示第七号	十四 道路の区域
	百三十八号

○中部地方整備局告示第七号	十五 道路の区域
	百三十八号